

朝鮮学校を「高校無償化」の対象外とする省令の改正に反対する声明

2010年4月1日、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下「高校無償化法」と言う。）及び高校無償化法施行規則（以下「施行規則」と言う。）が施行された。

これを受けて、全ての朝鮮学校は施行規則に基づく無償化指定の申請手続を行ったが、指定手続きが停止され、朝鮮学校に対する無償化は実施されないまま放置されてきた。

かかる状況の中、本年2月20日、文部科学省は、朝鮮学校等が無償化の対象とされる根拠となる規定を削除して朝鮮学校を無償化の対象外とする省令改正（以下「本改正」と言う。）を行った。これは、拉致問題に進展がないことなどを理由とするものである。

私たち自由法曹団は、高校無償化法制定に際して、中井洽拉致問題担当大臣（当時）らの朝鮮学校を無償化の対象外としようとした動きについて、朝鮮学校を無償化の対象とすることを求める声明を2010年3月5日付で発表した。そこで指摘した点は、今回の省令改正にも妥当する。

本改正は、朝鮮学校に対して日本の私立学校あるいは他の外国人学校と比べて教育面で差別的な取り扱いをすることにより、日本社会で暮らさざるを得ない朝鮮学校の生徒が自らのアイデンティティを学ぶ機会を奪うものである。これは、あらゆる差別を禁止した子どもの権利条約第2条及び人種差別撤廃条約に違反するとともに、あらゆる者に対して教育により人格を完成させ、社会参加等を可能にするために能力に応じた教育の機会を与えることを求める社会権規約13条2項（c）など、様々な国際法規に反するものであり、朝鮮学校に通う子供たちに対する人権侵害である。

更に、「高校無償化制度」は、家庭の状況にかかわらず、全ての高校生等が安心して勉学に打ち込める社会を築くこと、そのために家庭の教育費負担を軽減し、子どもの教育の機会均等を確保するところにある。このような制度趣旨からすれば、朝鮮学校をことさら区別して、「高校無償化」制度の対象から除外することには、多くの法的問題点がある。

また、すでに多くの国公立大学、私立大学が朝鮮学校を卒業した生徒に大学受験資格を認めていることからしても、教育内容を理由に朝鮮学校を他の高校と区別し、対象から外す根拠はない。

しかも、拉致問題の進展という政治的な問題を、これとは無関係な子どもの教育に持ち込むことは、許されてはならないことである。

加えて、本改正は、文部科学省が法律上の根拠なく2年以上にわたって朝鮮学校の無償化の指定手続きを停止した挙句、その根拠規定をも削除したものであり、手続上も大きな問題があると言わざるを得ない。

政府は、本改正について、「国民の理解」を口実としているが、極めて一面的な見方である。この間、多くの人々が朝鮮学校の授業や学校行事を見学し、各地で新

たな支援会も立ち上がった。これらをきっかけに知られるようになった生徒たちの、勉強やクラブ活動に励む姿は、多くの国民の共感を得ている。朝鮮学校に対する国民の理解の輪は確実に広がっており、多くの国民が朝鮮学校を高校無償化の対象外とすることの理不尽さを感じている。それにもかかわらず、日本社会の一員として存在する朝鮮学校の生徒を差別的に取り扱う政府の姿勢は厳しく糾弾されなければならない。このことは、本年2月12日に北朝鮮が核実験を行った現在でも、いささかも変わるところはない。

私たち自由法曹団は、本改正に反対するものであり、省令を速やかに是正した上、朝鮮学校も無償化の対象として指定することを強く求める。

2013年3月4日

自由法曹団
団長 篠原義仁